

検査場における荷物落下事故について

管内の検査場において、審査時に車両に積載した荷物が落下し、破損する事故が発生しています。

受検時には、**審査時車両状態**でなければならず、**空車状態(積載物がない状態)**の自動車に運転者1名が乗車した状態であることが要件の一つとなっていますので、荷物を積載した車両については**審査を行うことが出来ません**。

事故防止のためにも必ず**荷物をすべて降ろした状態**で検査コースに持ち込んでいただきますようお願いいたします。

■「審査時における車両状態」とは次に掲げる全ての要件を満たすものをいいます。

1. **空車状態(積載物がない状態)**の自動車に運転者1名が乗車した状態であること。
2. 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。

① 前方のエアバッグ



(例)

② 側方のエアバッグ



(例)

③ ブレーキ



(例)

④ ABS



(例)

⑤ 原動機



(例)

3. 原動機の作動中において、運転者席の運転者に警報する**ブザー類**が継続して吹鳴していない状態であること。

4. 受検車両に装着しているタイヤは応急用スペアタイヤでないこと。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。